

# 12月議会

# 「良い服を着るなら払え」 市「申し訳ない」と謝罪

12月21日に終わった12月議会。私(小山)は、①人権無視の徴収を進める債権管理課について、②災害対策(物)がれきりの受け入れについて、③除雪についての3点について一問一答方式で一般質問しました。

私は「憲法をはじめとする法律違反のこの申し訳ない方は迷やかにやめるべき」と質問。財務部長は「担当

者の熱意のあまり、不快感を与えてしまったことは事実であり、大変申し訳ありません」と謝罪し、今後は

丁寧に相談に応じる」と答えました。

市税の滞納などの債権(左下表)の徴収を行う債権管理課の設置が7月でした。それ以降「指定期限までに一括納付して下さい。完納されない場合は、差押えします」という通知が一律に3千件近く出されています。その多くは、納付相談をし、分割納付されている皆さん

です。驚いて債権管理課へ出向くと、「1万5千円、2万5千円では納付する意思があることはみなさない」「そんな良い服を着るなら払え」「自宅を任意売却すれば一括納入できる」といえる暴言が一部の職員からさ

## 強大な権限

## 慎重の上にも慎重を期すことが前提

私は「自治体には国税徴収法などによって差押え等

の強大な権限と裁量権が与えられている。しかし、こ

れらは最後の手段として行使すべきもので濫用してはならないもの。運用に当たっては慎重の上にも慎重を期すことが当然の前提」とした



## 12債権と通知件数

(単位: 件)

債権名	事業区	市全体
市税	32	533
国民健康保険料	50	988
後期高齢者医療保険料	2	15
介護保険料	3	99
保育料	14	252
下水道受益者負担金・分担金	25	139
清掃手数料	4	44
市営住宅家賃・駐車場使用料	3	48
ひまわりクラブ利用料	5	107
母子育児福祉資金償還金	4	210
生活保護費返還金	0	40
市民病院診療費(個人分)	7	151
計	149	2,626

平成24年11月19日現在

認しました。

## 債権管理課がシッカリ行うべき4つの業務

- ①. 納付相談では、前の所管課との納付相談の経緯について尊重する。
- ②. 営業やくらしが成り立たなくなるような滞納整理はやめる。
- ③. 納税者が一時に納税することが困難であるとの申し出があれば、実情をよく聞いて、納税緩和措置の適用の検討をするとした「納税の猶予等の取扱要領」にそって対応をする。
- ④. 差押えに当たっては、「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響を勘案する」(「滞納整理における留意事項について」)ことをシッカリ守る。

サラ金、国保料滞納など、何でもお気軽に

## くらしの相談会

なんでも

無料

とき 1月27日(日)

午後2時~4時

ところ 小山てっお 事務所  
(かえっクリニックななめ向い)

TEL.0250-24-3840